



平成 27 年 6 月 30 日

各 位

会 社 名 日本ビューホテル株式会社
住 所 東京都台東区西浅草三丁目 17 番 1 号
代 表 者 名 代表取締役社長 石井 一男
(コード番号：6097 東証第二部)
問い合わせ先 取 締 役 矢 島 学
TEL. 03-5828-4429

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 6 月 30 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 7 月 30 日開催予定の第 67 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 平成27年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)において、業務執行を行わない取締役および社外監査役以外の監査役との間でも責任限定契約を締結できることとなったため、現行定款第31条および第40条の一部を変更するものであります。

なお、第31条の変更については、各監査役の同意を得ております。

(2) その他「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴う条項数の変更、および用語の修正をするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(<u>社外取締役の責任免除</u>) 第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間に、同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(<u>非業務執行取締役の責任限定契約</u>) 第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

現行定款	変更案
<p>(監査役の選任)</p> <p>第33条 <条文省略></p> <p>3. 当社は、会社法第329条第2項の規定により法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>4. <条文省略></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第38条 監査役会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(社外監査役の責任免除)</p> <p>第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(監査役の選任)</p> <p>第33条 <現行通り></p> <p>3. 当社は、会社法第329条第3項の規定により法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>4. <現行通り></p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第38条 監査役会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(監査役の責任限定契約)</p> <p>第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

3. 日程

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| (1) 定款一部変更のための株主総会開催予定日 | 平成 27 年 7 月 30 日 (木) |
| (2) 定款一部変更の効力発生予定日 | 平成 27 年 7 月 30 日 (木) |

以上